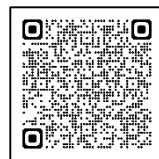




# るもい産業安全通信

## [vol.5]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

## その他の労働災害防止対策の推進

### 1 陸上貨物運送業対策



**労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

### 2 製造業対策



**労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、使用者（ユーザー）がリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止に取り組む。

### 3 林業対策



**労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- 「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について労働者への周知や理解の促進を図るとともに、これらに基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

### 4 農業・畜産業対策



**労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと**

- 労働災害防止のための安全衛生情報の収集に努め、法で規制される事項を遵守するとともに、労働災害防止に努めること。

# 5 個人事業者等に対する安全衛生対策



## 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、**労働者と同等の保護措置**を講じる。

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害は、令和4年に北海道内で発生した労働者による死亡災害の約2割を占めており、その9割以上が運輸交通業以外で発生しています。

このため、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、自動車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。

### 自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

#### ☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

#### ☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

#### ☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

#### ☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

#### ☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

#### ☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

↑厚生労働省リーフレット「交通労働災害を防止するために」から引用

## 2023陸運業ゼロ災チャレンジ北海道

**参加費無料!**

陸運事業者の自主的安全衛生意識の高揚を図り、無災害を継続することを目的として実施します。

**チャレンジ期間: 令和5年8月1日～令和6年1月31日**

※期間中であれば、再チャレンジ可能です。

事業場の参加資格、参加方法等の詳細は、北海道労働局のホームページに掲載されます。右の2次元コードから確認してください。



この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。

